

西都児湯森林管理署交渉（全国林野関連労働組合西都児湯森林管理署分会）

議 事 要 旨

1 日 時 令和4年6月24日（金） 12：02～12：44（42分）

2 場 所 西都児湯森林管理署 会議室

3 出席者：

西都児湯森林管理署	富永 雄二	署長
同	木村 宏	次長
同	福田 貴史	総括事務管理官
全国林野関連労働組合西都児湯森林管理署分会	花田 孝文	委員長
同	水野 美香	副委員長
同	木崎 真一郎	書記長
同	塩谷 幸子	執行委員
同	淀水 義文	執行委員

4 交渉事項

- （1）超過勤務の削減とサービス残業の撲滅について
- （2）森林官の一人作業の安全確保について

5 議事概要

- （1）超過勤務の削減とサービス残業の撲滅について
（職員団体）

- ① 特定の職員に業務が偏り負担増とならないよう係員の配置や非常勤職員の増員など十分な配慮を求める。
- ② サービス残業とならないよう適正な超勤命令と定時で退庁出来るような雰囲気づくりを求める。

（当局）

- ① 労働時間の短縮については、職員の心身の健康保持及びゆとりある生活の実現等の観点から、重要な課題であると認識しているところ。
特定の職員に業務が偏り、結果的に超過勤務増とならないよう業務全体の進捗等を把握すると共に、事務・業務の軽減に向けた改善を精力的に進める。併せて、他職員の応援体制を整備しつつ、非常勤職員増員確保については上局へ要求して参りたい。
- ② 適正な超過勤務命令を行うため、予め、担当総括に申し出を行い確実に命令簿に記載するよう改めて指導して参る。また、日頃から定時で退庁出来るような職場の

雰囲気づくりに取り組んで参りたい。

(2) 森林官の一人作業の安全確保について

(職員団体)

森林官が単独行動とならないための方策について、安全をどのように確保していくのか当局の考えを求める。

また、森林官の一人作業排除のためにも森林技術員の配置を求める。

(当局)

要員が減少している中で、森林官がやむを得ず一人で業務に当たっている実態があることは承知。

当署では3号通達及び「森林官等が単独行動とならないための方策について」により取り組んでおり、各種調査時など隣接森林事務所との連携、署からの応援等により単独行動にならないことを基本としている。なお、やむを得ず単独行動となる場合は、通信機や発信機、GPS、位置図等必要品を携行するなど、安全確保を図り実施しているところ。

また、一般会計化以降新たに森林技術員を配置することは困難な状況と認識しているが、要望があったことについては上局へ伝えて参りたい。

(以 上)